

仕 様 書

1. 業務名
堺市学校職員情報機器作業従事者検診業務
2. 目的
情報機器作業従事者の健康状態を正しく把握し、健康障害の防止を図るため、検診業務を実施することにより、対象堺市学校職員（以下「教職員」という。）の健康増進に寄与することを目的とする。
3. 履行場所
堺市内またはその周辺地域の検診実施医療機関で、公共交通機関にて利便性の良い場所
4. 検診形態
発注者が提供する申込情報により、検診実施医療機関が受検日程を確定し、検診実施医療機関にて受検する。
5. 履行期間
契約締結日から令和10年3月31日までとする。

第1章 総則

1. 基本的事項
検診業務を実施するにあたっては、厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」（基発0712第3号）、労働安全衛生法（法律第57号）、労働安全衛生規則（労働省令第32号）、医療法（法律第205号）、医師法（法律第201号）その他関係法規を遵守し、常に正確な検診結果を提供すべく本仕様書並びに契約書に従い履行しなければならない。
2. 検診対象者及び予定人数（予定数量）
 - (1) 対象者 堺市立学校園の教職員等
 - (2) 予定人数（予定数量）

検診名	単年度 発注予定数量 (受診予定者数)
配置前検診	80人
定期検診	76人

(参考) 令和6年度実績

配置前検診	79人
定期検診	70人

(参考) 令和5年度実績

配置前検診	64人
定期検診	67人

3. 検診責任者
 - (1) 受注者は検診責任者を選任し、「業務責任者届」（納品物1-1）を発注者へ提出すること。
 - (2) 検診責任者に変更があるときは、速やかに発注者へ報告すること。
 - (3) 検診責任者は、「業務計画書」（納品物1-2）及び「使用機材一覧」（納品物1-3）を発注者へ提出すること。

- (4) 検診責任者は、「従事者名簿」(納品物 1-4) を発注者に提出すること。
 - (5) 検診責任者は、上記(1)(3)(4)の書類の内容に変更があるときは、速やかに発注者に報告すること。
 - (6) 検診責任者は専任とし、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負うこと。
 - (7) 検診責任者は検診業務中、負傷、火災および盗難等が起こらないよう安全衛生管理に十分留意し、事故が起こらないよう注意すること。
 - (8) 検診責任者は、検診業務中、検診会場に常駐し、あらゆるトラブルに対し、迅速に対応すること。また、常に発注者と連絡がとれるようにすること。
4. 従事者の服務
 - (1) 検診業務の従事者は清潔な白衣あるいは制服等を着用し、胸には名札をつけること。
 - (2) 検診業務の従事者は業務中言動に注意し、受検者その他に不快感を与えないこと。
 - (3) 検診業務の従事者は業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
 5. 廃棄物の処理
 - (1) 検診の実施に伴って発生する廃棄物は受注者が責任を持って処分すること。
 - (2) 廃棄物の処分に要する経費は受注者の負担とする。
 6. 秘密の保持
 - (1) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を他にもらしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。また、発注者から提供された検診受検者データ及び検診結果データの秘密保持及び保護・保管については、最善の管理体制をもって厳重に管理すること。
 - (2) 受注者は、上記データ等を複写又は複製してはならない。
 - (3) 受注者は、上記データ等については、発注者が指示する業務以外に使用または利用しないと、第三者に提供してはならない。
 7. 医療事故等
 - (1) 受注者は常に医療事故の発生防止に必要な管理と措置を講じること。
 - (2) 検診会場で医療事故等異常事態が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。
 - (3) 医療事故が発生し、健康被害を与えた若しくは与える恐れがある場合は、応急・緊急の措置を講じるとともに、健康回復に必要な療養の費用及び損害を賠償しなければならない。
 8. その他
検診会場で事故等異常事態が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。

第 2 章 検診業務の内容

1. 検診実施期間
令和 7 年度は下記の予定で実施
令和 7 年 8 月 1 日(金)～令和 8 年 3 月 19 日(木)までで、受注者があらかじめ提示する
検診日・時間
令和 8 年度、9 年度は協議のうえ決定する。
2. 検診通知の送付
・検診の日程調整及び必要書類の送付
 - (1) ① 発注者より事前に提供する受検申込者名簿により、申込者ごとに検診日時を確定し、学校園名、氏名、職員番号、職名、受検日時、場所、受検時の注意事項等を明記した検診案内(納品物 2-1)を作成する。
 - (2) 本人への検診通知(検診案内、問診票、問診票の記入例)を学校園ごとに封入し、各学校園へ送付する。
 - (3) 受検日等を記入した「受検者一覧表」(納品物 2-2)を発注者へ提出する。
3. 検診日当日の受付
・問診票について、受検者本人のものであることを必ず確認すること。
・問診項目の記載もれの有無を確認する。
・個人情報等が他の受検者に聞こえないよう、プライバシーの保護に配慮すること。

4. 検診項目

(1) 配置前検診

- (イ) 業務歴の調査
- (ロ) 既往歴の調査
- (ハ) 自覚症状の有無の調査
- (二) 眼科学的検査
 - a. 視力検査（5 m視力の検査・近見視力の検査）
 - b. 屈折検査
 - c. 眼位検査
 - d. 調節機能検査
 - e. その他医師が必要と認める検査
- (ホ) 筋骨格系に関する検査
 - a. 上肢の運動機能、圧痛点等の問診
 - b. 握力検査
- (ヘ) 医師による診察
 - a. 必要な健康指導等

(2) 定期検診

- (イ) 業務歴の調査
- (ロ) 既往歴の調査
- (ハ) 自覚症状の有無の調査
- (二) 眼科学的検査
 - a. 視力検査（5 m視力の検査・近見視力の検査）
 - b. 屈折検査
 - c. 調節機能検査
 - d. その他医師が必要と認める検査
- (ホ) 筋骨格系に関する検査
 - a. 上肢の運動機能、圧痛点等の問診
 - b. 握力検査
- (ヘ) 医師による診察
 - a. 必要な健康指導等

5. 判定区分

記号	評語	内容
A1	休業要医療	医師の治療を受けること（休業）
A2	休業要観察	医師の観察を受けること（休業）
B1	勤務制限要医療	医師の治療を受けること（勤務制限）
B2	勤務制限要観察	医師の観察を受けること（勤務制限）
C1	注意要医療	医師の治療を受けること
C2	注意要観察	医師の観察を受けること
D2	健康要観察	自己管理すること
D3	健康	現在のところ

6. 検診結果報告等（納品物）

- (1) 「情報機器作業従事者健康診断結果個人票（本人通知用）」（納品物 2-）を受検者本人の住所に郵送により通知するものとする。
・記載事項：学校名、職員番号、氏名、実施日、判定、指示事項、検診結果、特記事項
- (2) 次の①から④の検査結果報告等を発注者または各学校園長宛に提出すること。様式は、内容が網羅されていれば受注者の独自様式でも可とするが、その際は発注者と協議して定めるものとする。
 - ① 「情報機器作業従事者健康診断結果個人票（健康管理台帳保管用）」（納品物 2-4） 2部
 - ② 「情報機器作業従事者健康診断結果一覧表」（納品物 2-5） 2部

- ③「有所見者一覧表」(納品物 2-6) 2部
- ④「個人別検診結果データ」(納品物 2-7) 1部

送付先について

- ・発注者へ送付するもの : ①、②、③、④
- ・各学校園に送付するもの : ①、②、③

7. 検診業務にかかる経費の負担

使用機材(機器・備品等)、検診関係消耗品、一般消耗品、発注者が指定する諸用紙、検診費用、データ処理、会場設営・撤収、受付、誘導及び他業務にかかる人件費等は受注者の負担とする。

8. 納品物

受注者が発注者に納品するもの及びその納品時期については別表1のとおりとするが、詳細については両方で協議するものとする。検診結果データは、電子データにより別途提出すること。

9. その他の事項

関連法令・条例・規則等の改正が生じた場合は、改正後の取り扱いによること。本仕様書に定めのない項目については、必要の都度、発注者と検診業者で協議を行い決定するものとする。

第3章 暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

(2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

(1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

(2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。